

寄付金に係る税制上の優遇措置

寄付金のご協力をいただきますと次の税制上の優遇措置が受けられます。

個人の場合

1 本学園に直接寄付していただく場合

学校法人比治山学園は、文部科学大臣から寄付金控除の対象法人(特定公益増進法人及び税額控除対象法人)である旨の証明を受けています。本学園に直接寄付していただいた場合は、次のとおり、所得税及び住民税の控除を受けることができます。

【所得税の優遇措置】 ~次のいずれか有利な方を選択して、所得税の優遇措置をうけることができます。

(1) 税額控除制度

各寄付者の所得税率に関係なく、所得税額から直接控除されるため、多くの方において減税効果が大きくなります。

$(\text{年間の寄付金合計額※}_1 - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{税額控除額※}_2$ ←所得税から控除されます。

※₁ その年の総所得金額等の40%が上限となります

※₂ 税額控除額は、その年の所得税額の25%が上限となります

(2) 所得控除制度

所得控除を行った後に所得税率をかけるため、所得金額に対して寄付金額が大きい場合には減税効果が大きくなります。

$(\text{年間の寄付金合計額※}_1 - 2,000 \text{円}) \times \text{所得税率} = \text{所得額控除額}$ ←所得から控除されます。

※₁ その年の総所得金額等の40%が上限となります

【個人住民税の優遇措置】

本学園に対する寄付金は、広島県及び広島市から住民税の控除対象法人に指定されていますので、寄付者の住所地が広島県及び広島市である場合は個人住民税控除の適用が受けられます。

$(\text{年間の寄付金合計額※}_1 - 2,000 \text{円}) \times \text{住民税控除率※}_2 = \text{住民税控除額}$

※₁ その年の総所得金額等の30%が上限となります

↑住民税から控除されます。

※₂ 広島市が住所地の方は、控除率は10%(県民税分2%、市民税分8%)

広島県内で広島市以外が住所地の方は、4%(県民税分4%)

2 広島県版「学びの変革」推進寄附金制度により寄付していただく場合

広島版「学びの変革」推進寄附金制度により、支援したい学校として「比治山女子中学・高等学校」を指定して寄付していただくと、「ふるさと納税」の対象となり、確定申告を行うことで、次のとおり、所得税及び住民税の控除を受けることができます。

【所得税の優遇措置】

$(\text{年間の寄付金(ふるさと納税)合計額} \text{ ※}_1 - 2,000 \text{円}) \times \text{所得税率} = \text{所得額控除額}$

↑所得から控除されます。

※₁ その年の総所得金額等の40%が上限となります

【個人住民税の優遇措置】

住民税からの控除には「基本分」と「特例分」があり、それぞれ以下のように決まります。

《基本分》 $(\text{年間の寄付金(ふるさと納税)合計額※}_1 - 2,000 \text{円}) \times 10\% = \text{控除額}$

※₁ その年の総所得金額等の30%が上限となります

《特例分》 $(\text{年間の寄付金(ふるさと納税)合計額} - 2,000 \text{円}) \times (90\% - \text{所得税率}) = \text{控除額※}_2$

※₂ 住民税所得割額の2割相当額が限度となります。

3 財産(土地, 建物等)を寄付していただく場合

→ 「[財産\(土地, 建物等\)の寄付](#)」を参照

4 優遇措置を受けるための手続き

(1) 本学園に直接寄付していただいた場合

寄付された翌年の確定申告時に、「税額控除」か「所得控除」を選択し、次の書類を添付して所轄税務署で確定申告を行ってください。これにより、寄付された方の所得や寄付額などに応じて、寄付された年の所得税から控除(還付)され、住民税は翌年度の住民税から控除(住民税の減額)されます。

所得税の確定申告をせずに個人住民税の優遇措置のみを受ける場合は、住所地の自治体にお問い合わせください。

所得控除	寄付金受領証明書、税額控除に係る証明書(写)
税額控除	寄付金受領証明書、特定公益法人であることの証明書(写)

※確定申告書は国税庁ホームページ「[確定申告書等作成コーナー](#)」から作成することをお勧めします。

(2) 広島県版「学びの変革」推進寄附金制度により寄付していただいた場合

【確定申告による場合】

寄付された翌年の確定申告時に、広島県(教育委員会)発行の受領書を添付して所轄税務署で確定申告を行ってください。これにより、寄付された方の所得や寄付額などに応じて、寄付された年の所得税から控除(還付)され、住民税は翌年度の住民税から控除(住民税の減額)されます。

【ワンストップ特例制度(確定申告不要で控除を受けられる手続きの特例)による場合】

ワンストップ特例制度による寄付の場合は、広島県(教育委員会)への寄付申し出時に寄付申出書に添えて特例申請書を提出します。これにより、所得税の控除は行われず、所得税からの控除相当額も含め、寄付した翌年の住民税から控除(住民税の減額)されます。

法人の場合

1 本学園に直接寄付していただく場合(特定公益増進法人制度)

本学園は、文部科学大臣から寄付金控除の対象法人(特定公益増進法人)である旨の証明を受けています。本学園に直接寄付していただいた場合は、法人税について、次の優遇措置が受けられます。

【法人税の優遇措置】

寄付金を支出した事業年度において、所得の金額の計算上、次のいずれか少ない金額が、一般の寄付金とは別枠で損金に算入できます。

- (1) 本学園を含む特定公益増進法人に対する寄付金の合計額
- (2) 損金算入限度額 \sim (資本金の額 \times 0.375% + 当該年度所得 \times 6.25%) \times 1/2

※ 特定公益増進法人への寄付の損金算入限度額を超える部分の金額は、「その他の法人等への寄付」として、次により計算される損金算入限度額まで算入できます。

(資本金の額 \times 0.25% + 当該年度所得 \times 2.5%) \times 1/4

2 日本私立学校振興・共済事業団を通じて寄付していただく場合(受益者指定寄付金制度)

本学園が設置している学校を受取先に指定して、日本私立学校振興・共済事業団に寄付していただいた場合、法人税について、次の優遇措置が受けられます。手続きには、事業団発行(ご入金から1~2か月)の寄付金受領書が必要ですので、大切に保管しておいてください

- 寄付金を支出した事業年度において、所得の金額の計算上、寄付金の全額を損金の額に算入できません。